

文化財審議会（令和5年7月20日）議事録

<出席者>

浅間委員、梅村委員、眞田委員、西川委員、古里委員

<欠席者>

佐野委員、藤木委員

<文化・スポーツ課>

菊地部長、辻課長、永田課長補佐、今野係長、手嶋主任、稲村主任学芸員

事務局 本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本会は、令和5年度の第1回目文化財審議会になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に入る前に事務局からお知らせがあります。会議資料とは別に、先生方に連絡先等の確認票をお配りしました。変更がありましたら修正いただき、事務局にお渡しください。よろしくお願ひいたします。

それでは会議の進行にあたり、本日は、任期満了に伴い新委員としてご出席いただいております。『我孫子市文化財の保護に関する条例』第21条では、会議の議長は会長が行うこととなっておりますが、議題の1)で第20条に基づき会長と副会長を決めていただくまでの会議の進行は、事務局で務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、我孫子市情報公開条例第18条に基づき本会を公開するにあたり、傍聴人について報告いたします。傍聴人は、おりません。

それでは、会議に先立ちまして生涯学習部長の菊地よりご挨拶申し上げます。菊地部長宜しくお願ひします。

菊地部長 前年度から引き続き、生涯学習部長を務めます菊地です。どうぞよろしくお願ひ致します。我孫子市では昨年度皆様のお力添えをもちまして、河村靖山作の杉村楚人冠陶板句碑が無事我孫子市指定文化財となりました。また、昨年度をもちまして、長年にわたって文化財審議会委員を務めて頂いた、金丸先生・河東先生が退任され、後任として昨年度から建築がご専門の藤木委員、そして本日お越しただいております有形文化財ご専門の眞田委員に新しく審議会に加わっていただきました。改めて宜しくお願ひ致します。眞田委員には後ほどご挨拶いただければと思います。

また我孫子市では、7月1日より、市内文化財のデータベース「あび☆デジ」の公開を開始致しました。「あび☆デジ」では、市史の資料、考古資料、白樺文学館の資料、杉村楚人冠記念館の資料を検索・閲覧可能で、現在はまだ一部の資料のみですが、随時資料を追加していく予定です。引き続きこのような文化財の周知活動について積極的に行って参りたいと考えております。

それでは皆様、本日は活発な議論の程、宜しくお願い致します。

事務局 それでは資料を確認させていただきます。まず「会議次第」が1枚、続きまして資料1-1「下ヶ戸貝塚出土品一括指定調書」こちらが3枚あります。続いて資料1-2の「参考文献リスト」が2枚、資料1-3の「指定候補リスト」が3枚になります。それから資料1-4として「指定候補リストの図版一覧」が9枚になります。

次に資料2としまして「我孫子市指定文化財の指定について（諮問）」になります。

次に資料3としまして「我孫子市指定文化財の指定について（答申）案」が1枚になります。

次に資料4-1としまして「金塚古墳の概要と現状について」及び資料4-2「金塚古墳文化財説明板案」がそれぞれ1枚になります。

次に資料5としまして、「登録文化財（建造物）意見具申資料」が、5-1から5-39までございます。これに加えて、本日追加で「藤木委員からの所見」としまして資料5-40をお配りしております。

次に資料6としまして、「令和4年度埋蔵文化財発掘調査について」が2枚になります。

次に資料7としまして、「令和5年度杉村楚人冠記念館・白樺文学館展示事業予定」が2枚になります。

また本日追加で資料8としまして「旧村川別荘破損状況報告」を1枚お配りしております。

お手元に資料はお揃いでしょうか。それでは資料の確認は以上になります。

事務局 今回、5月末日をもちまして前任の委員任期が満了となり、浅間委員・梅村委員・佐野委員・西川委員・藤木委員・古里委員の6名につきましては再度、委員のお願いをいたしましたところ、ご承諾をいただき、ありがとうございます。また本年度新たに眞田尊光委員に有形文化財ご専門の委員としてご参加頂いております。眞田委員は、川村学園女子大学文学部日本文化学科にて教鞭をとられており、日本美術史・仏教美術史をご専門にされておられます。それでは眞田委員から一言お願いできればと思います。

眞田委員 今ご紹介いただきました眞田尊光と申します。専門は今ご紹介頂きましたように仏教美術になるんですけども、川村学園女子大学に務める以前は、足立区立郷土博物館で5年間程学芸員をしておりました。そこでは絵画や工芸品などを取り扱っておりました。微力ながらお手伝いさせて頂ければと思います。

早速なのですが、本日一枚チラシをお配りさせて頂きました。この秋に行う大

学の公開講座の宣伝になります。今回は「我孫子の文化と魅力」というテーマで公開講座をやらせて頂きます。本日の事務局の稲村さんにも講師としてご協力頂きまして、10月22日に講演頂く予定です。是非皆様におかれましては宣伝等でご協力いただけましたら幸いです。宜しくお願い致します。

事務局 皆様これから2年間ご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

委任状に関しては、郵送であらかじめお送りさせていただきました。ご査収のほどよろしくお願ひします。

令和5年度の文化・スポーツ課のスタッフを紹介いたします。文化・スポーツ課長は引き続き、私、辻が務めさせていただきます。よろしくお願ひ致します。続きまして、新任の紹介をさせていただきます。昨年度まで白樺文学館で会計年度任用職員として勤務しておりました稲村が、主任学芸員として文化・スポーツ課へ新たに正規職員として配属されました。また今野が本年度より新たに歴史文化財係長を務めます。永田課長補佐、手嶋主任、また本日は発掘調査で欠席しておりますが柏瀬主任文化財主事は引き続き現職を務めます。

それでは議題に入ります。1. 委員の委嘱について、会長・副会長の選出につきましては、条例第20条の規定により委員の中から互選となっております。いかがお取り計らいいたしましょうか。

浅間委員 会長については、前回から引き続き梅村委員にお願いできればと思います。

事務局 ありがとうございます。ただいまご推挙のお声もありましたが、それでは事務局から腹案を示させて頂いて宜しいでしょうか。事務局の腹案としましては、梅村委員に会長、古里委員に副会長をお願いできればと考えておりますがいかがでしょうか。

梅村委員・古里委員 (了承)

事務局 ありがとうございます。それでは会長・副会長におかれましては、所定の席へお移りください。また以降の会議の進行をお願いいたします。

梅村会長 梅村でございます。また二年間皆様どうぞ宜しくお願ひ致します。

古里副会長 古里でございます。皆様宜しくお願ひ致します。

梅村会長 では、議題に入ります。まず2. 指定文化財についてということで、(1) 下ヶ戸貝塚出土品一括の指定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1-1をご覧ください。昨年度会議におきまして、下ヶ戸貝塚出土品一括について文化財指定に向けて古里副会長へ調書を作成して頂きました。そちらの調書に加え、本日お配りしております資料1-2～4を一式としまして、教育長丸 智彦より本会へ文化財の指定についての諮問が提出されております。資料2をご覧ください。諮問書の原本につきましては、梅村会長へお渡ししてあります。それではまず古里副会長より改めて調書のご説明をお願い致します。

古里副会長 下ヶ戸貝塚出土品指定調書。1) 種別 有形文化財 考古資料、2) 名称及び員数 下ヶ戸貝塚出土品一括、3) 所在の場所 我孫子市教育委員会、4) 年代 縄文時代、5) 所見 下ヶ戸貝塚(当初、下ヶ戸宮前遺跡とされていた地点を含む)は我孫子市のほぼ中央部、下ヶ戸字宮前737番地ほかに所在する主に縄文時代後期から晩期にかけて営まれた遺跡である。本貝塚は北に利根川を望む標高16～17mの台地上に位置し、汽水域に生息するヤマトシジミを主体とした地点貝塚が半円状に点在している。1981(昭和56)年から2015(平成27)年まで11次にわたって、おこなわれた発掘調査によって縄文時代後期の堀之内1式期から晩期安行3c式期にかけての住居跡20軒、同時期と認められる土坑31基が検出された。縄文時代晩期には気候の寒冷化に伴って遺跡数が減少する。特に関東地方でこの傾向が著しく、我孫子市域でもこの時期に集落が確認されるのは、この下ヶ戸貝塚のみである。通常、縄文時代の遺跡からの出土品は直接生業にかかわる道具が殆どを占めるが、それ以外に祭祀や儀礼にかかわる道具や装飾品といった精神文化にかかわる道具類が含まれることがある。小林達雄氏(國學院大學名誉教授)は前者を第一の道具、後者を第二の道具と呼んだ。下ヶ戸貝塚出土品の特筆すべき特徴はこの第二の道具が豊富なことである。千葉県内には5,000カ所を超える縄文時代の遺跡が存在するが、この第二の道具を豊富に出土する遺跡は極めて稀である。下ヶ戸貝塚出土品にみられる第二の道具を具体的に見てゆくと祭祀・儀礼用具として注口土器、特殊土器、土偶、動物型土製品、土版・岩版、石剣・石棒、独鈷石など、そして装身具として耳飾、垂飾品、貝輪などがあげられる。そのいくつかを紹介する。特殊土器とは、煮炊きや貯蔵といった実用に供したとは考えられない小型(ミニチュア)土器、手燭形土器、異形台付土器の総称である。何らかの祭祀または儀礼に使われたものと考えられる。土偶は県内で4番目に多い210点が出土しており、東北地方の影響を受けた遮光器土偶、加曾利B式期に盛行する山形土偶、関東地方に多いミミズク土偶などバラエティに富む。土偶は一般的には破片の状態バラバラに出土することが多いが、本遺跡のミミズク土偶は完形に近く復元されており貴重である。また、縄文時代の土偶はほとんど女性を表しているが、男性の土偶が出土したのは極めて珍しいことである。土版は70点、少なくとも55個体分が出土しており県内

最多である。隅丸長方形の短辺のコーナー付近に対になった孔が開けられているものがみられ、紐を通して吊り下げられた可能性がある。表面に人面が描かれた人面付土版は特に貴重である。用途としては護符としてまたは祭祀にかかわって用いられたと思われる。石剣・石棒は縄文時代中期に数多く作られた石棒に比べ小型化しており、ほとんどは割れた状態で出土する。多数の石剣・石棒が見つかる住居跡と全く発見されない住居跡がある点は興味深い。用いられた石材には頁岩系と粘板岩系があり十字架状、格子状の刻線文が付されるのは頁岩系である。装身具としては環状または円盤状の土製耳飾が503点と数多く出土している。土偶に表現された装着の様子から現代のピアスと同様に耳たぶに孔を開け装着したものである。直径約1cmから8cmまで様々な大きさのものがある。現在も同様な耳飾を使用している民族の例を見ると、人々は始め小さな孔を開け装着し、段々孔を大きくして次第に径の大きなものを装着するといったことがおこなわれている。出土した耳飾の大きさにバラエティがあるということは、当時の人々もそのような使い方をしていた可能性が考えられる。玉類は土製、貝製、石製とさまざまな材料のものがあり、形態も勾玉・白玉・小玉などさまざまである。特に最も数量が多い石製の玉については、製品に加え未製品や原石及び細片が多数出土していることから集落内において玉類の製作がおこなわれていたと考えられる。またヒスイの原石と玉が出土している点も注目し値する。縄文時代に流通していたヒスイの産地は新潟県糸魚川市の姫川に限られるので、現地との間に何らかの流通ルートが存在したことが分かる。注目すべき骨角器としてシカの角製の叉状角器とニホンオオカミの骨製の垂飾がある。前者はシカの左角を利用し、類品にみられる穿孔はないが二条の刻線が巡っている。紐を結んで垂下して使用したものと考えられる。後者はニホンオオカミの左下顎骨に孔をあけた垂飾である。小原巖氏(国立科学博物館)の鑑定によると5才位の老体とのこと。縄文時代におけるニホンオオカミの骨の出土例は100カ所近いが、このように加工して製品とされた例は極めてまれである。両者とも何らかの儀礼に使われた可能性が高い。

3, 000年以上前の先人の高度な精神文化の存在を示すこれらの出土品は、学術的価値が高く我孫子市の歴史をたどる上からも貴重な存在である。また、当該年度に発表された発掘調査成果のうち注目される遺跡を、文化庁が選定し行う展覧会「発掘された日本列島2021」に下ヶ戸貝塚出土品が取り上げられたことから、本資料が全国的にも貴重なものであることが分かる。以上のことから下ヶ戸貝塚出土品を我孫子市の文化財に指定し保護・活用を図り後世に伝えていくことが相応しいと考え、比較的遺存状態が良いものを中心に240点を我孫子市指定文化財として選定した。

事務局 古里副会長、ありがとうございます。資料2の諮問に対しまして、本会よりの答申案を事務局で作成致しました。資料3をご覧ください。

答申案を読み上げさせていただきます。我孫子市指定文化財の指定について（答申）令和5年7月11日付け、生文第1148号で諮問のありました我孫子市文化財の指定について審議の結果、下記のとおり我孫子市指定文化財に値すると結論が出ましたので答申します。種別 有形文化財（考古資料）、名称 下ヶ戸貝塚出土品一括、員数 240点、所在地 我孫子市教育委員会。

こちらの答申案につきまして、皆様からご意見を伺えればと思います。

梅村会長 それでは今説明のありました答申案につきましてご意見はありますでしょうか。ありませんようでしたら、この答申案で手続きを進めて頂ければと思います。

事務局 ありがとうございます。それでは今回の答申案をもちまして、本会の答申とさせていただきます。

梅村会長 それでは次の議題へ移ります。（2）金塚古墳の文化財指定調書について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料4-1「金塚古墳の概要と現状について」及び資料4-2「金塚古墳文化財説明板案」をご覧ください。こちらは昨年度指定文化財候補リストへ新たに登載しました金塚古墳の資料になります。昨年度ご参加頂いている委員の皆様には、繰り返しになってしましますが、改めてご説明させていただきます。

金塚古墳は、我孫子市の西端、眼下に手賀沼を臨む台地の縁辺に位置しています。1963（昭和38）年、東京大学によって発掘調査が行われ、墳丘に並べられた埴輪や、短甲や石枕といった副葬品などが発掘されました。これらの遺物につきましては平成24年に県指定となっています。5世紀前半に築造されたようで、我孫子市内でも古手の円墳となっております。資料の方には、古墳の平面図と遺物の写真を掲載させて頂いております。次に現状についてですけれども、古墳本体につきましては、民間所有の土地ということもあり長らく手付かずの状態でしたが、近年、柏・我孫子の市民団体が地権者の許可を得て、古墳周辺の林を整備し、小学生などの課外活動の場として提供する活動を始めています。このような活動を受けて、市の方では今年度現地に説明板1基、誘導板1基を設置する方向で進めております。こちらの設置予定の説明板の案が資料4-2になります。こちらの案につきましては、昨年度会議でご説明した際に、本日はご欠席ですが佐野委員から、石枕の分布についてなどご指摘頂きましたので、その辺りの内容も盛り込んだ形となっています。

事務局と致しまして、この金塚古墳を来年度指定文化財へ指定するための手続きを取っていきたいと考えております。つきましては、昨年度に引き続きで恐縮ですが、こちらの金塚古墳の指定調書の作成を古里副会長にお願いできればと考

えておりますが、お引き受け頂けますでしょうか。

古里副会長 （了承）

事務局 ありがとうございます。それでは次回の文化財審議会へ向けた調書案の作成について以降、ご相談させて頂ければと思いますので宜しくお願い致します。

また、資料4-2の文化財説明板の案につきましても、皆様からご意見を伺えればと思います。

梅村会長 事務局から説明のあった文化財説明板の案についてご意見はありますでしょうか。

梅村会長 一点質問ですけれども、こちらの短甲や石枕などの遺物は県指定ということで、そちら県の説明とは整合されていますでしょうか。

事務局 その件につきましては今、ご指摘頂くまで失念しておりました。確認の上で齟齬のないように必要があれば修正させていただきます。

浅間委員 短甲というのは武具と書いてありますけれども、これは鎧として身につけたものということでしょうか。

事務局 おっしゃる通り、胴回りに身につけたものになります。通常は、鎧兜でセットになっているものですが、資料にある出土状況を見て頂くと分かる通り、盗掘若しくは戦国時代に山城として使用される際の工事などで、遺物が散乱している状態で、これらの遺物だけが辛うじて残されていたというような状況になります。

浅間委員 もう一点ですが、この石枕は実際に使用したものというよりは、副葬品として納められたものという認識でしょうか。

事務局 石枕につきましては、死者の頭を載せたものということで解釈されておりますが、今回の事例でいきますと、人骨等は発見されておりませんので、実際にどのような形で副葬されたかにつきましては、この事例では不明となっております。

古里副会長 この文章にはルビはつくんでしょうか。

事務局 はい、正式に作成する際にはルビを振らせて頂きます。また今後、指定化する際に問題となるのが、指定範囲についてかと思われれます。東京大学の調査に際し

ては墳丘の周囲に周溝が確認されていますが、こちらについては周溝部分まで含む方が自然でしょうか。

古里副会長 そうですね。そのように思います。一度現地は行って見たんですけども、あそこは子供たちが古墳に上って遊んだりしていましたが、あれは仕方ないのでしょうか。

事務局 現地は先程ご説明させて頂きましたように、市民団体の活動で子供たちのためのスクールヤードとして現在整備されてきているところです。市としましてもそのこと自体は、より多くの方が史跡を訪れるきっかけとなるというように考えておりますが、ご指摘のように墳丘部分での活動につきましては、指定化の際には、再度市民団体と協議していきたいと考えております。

浅間委員 古墳というのはお墓ですから、房総のむらでも「昔の人のお墓です、のぼらないでください」という注意喚起はしてますから、看板などは設置した方がいいと思います。

西川委員 墳丘部分だけでなく周溝部分まで含めてということは、ぐるっと大きな範囲で指定するというのでしょうか。

古里副会長 そうですね。そうなります。

事務局 現地では現在周溝部分を目視では確認できない状況ですが、指定の際には何らかの形で明示する形がよろしいでしょうか。

古里副会長 そうですね。それがいいかもしれません。

梅村会長 指定を予定している範囲は全て神社の所有地なののでしょうか。

事務局 墳丘部分及び南側は神社の土地なのですが、その他隣接する部分は別の民地になりますので、指定範囲にかかる可能性がある土地につきましては、所有者の確認をしていきたいと思っております。

梅村会長 一般の方がお持ちの土地ですと、柵などを設置するのも難しいかもしれませんね。

事務局 古墳という特性を考えますと、周囲を囲って立ち入りを禁止するというのも勿

体ないかと思われませんが、墳丘上で草滑りなどをして土が流れていってしまうのも問題かと思われしますので、先程浅間委員がおっしゃっていたように、お墓ですのでのぼらないでくださいという注意喚起をしていく方向で調整したいかと思えます。

古里副会長 遺跡の名称は「かなづかこふん」と「かねづかこふん」とどちらが正しいのでしょうか。

事務局 名称につきましては、現在事務局でも統一した呼び方を出来ていない状況です。県に報告している我孫子市の遺跡の一覧では「かねづか」なのですが、東京大学が発掘調査した際の報告書では「かなづか」の表記になっています。

古里副会長 市のホームページ上では「かなづか」の表記になっていますね。

事務局 そうですね。そちらでは古い報告書の方を採用しているんですけども、どちらに統一すべきかというのは、我々としても苦慮しているところです。

梅村会長 これは地名ではないのでしょうか。

事務局 字名などではなかったかと記憶していますので、地元の方が何と呼んでいるかということではなかったかと思えます。こちらについては、遺物が既に県指定になっていますので、そちらを確認して合わせる形にしたいかと思えます。

梅村会長 それでは次の議題に移ります。3. その他について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料5についてご説明します。前回の審議会で榎本家住宅についてご説明しました。今回の審議会では、国登録文化財への提案に向けてご審議をお願いしたいと思います。今回ご用意した資料5については、国登録文化財の意見具申書の書類と同じものです。これは、文化庁・県に確認をとったところ、市の文化財審議会でご提案する方が全国的な事例でも1件しかいないため、とりあえず既存の資料を整えて提出するようにとのことでした。資料は5-1～39まで事前にお送りし、40については本日机上配布させていただきました。こちらの5-1～39につきましては、通常国に意見具申する際の資料のままになります。

まず、資料5-1に関しては、事務的な内容になります。本件で登録する建造物になります。資料5-11に配置図がありますので、ご参照されてください。メインとなるのが榎本家住宅主屋となります。名称については現在もお住まいでいら

っしやる方がこの土地にお住まいであったので、お住まいの方の名前をつけ「榎本家住宅」としました。主屋、離れ、北土蔵、釜場、正門、稲荷社が提案の対象となっています。敷地内には増築された主屋と納屋がありますが、こちらは、新しく増築された箇所であること、保存状態があまりよくなく、所有者から対象外として欲しいと依頼があったため登録文化財の対象外としました。資料 5-2 をご覧ください。榎本家の概要になります。こちらについては、前回お配りした資料と同じ内容になりますが、再度簡単に読み上げさせていただきます。

1) 榎本家の歴史 西館与四郎「榎本次郎右衛門家文書の研究」(我孫子市教育委員会市史編さん室編『我孫子市史研究』15、1991年)によれば、榎本家は、徳川家光治世下の17世紀に下野国都賀郡から布佐に移住したと伝えられる家系で、17世紀中期以前の詳細は不明であるが、寛文11年(1671)に没した初代以降、「次郎右衛門」を襲名して栄えた。特に利根川対岸の布川町の杉野家から、安政5年(1858)に養子として迎えられた14代榎本次郎右衛門(1840～1913年)とその息子である15代次郎右衛門(1876～1926年)の時代には、布佐町長や衆議院議員を務めるなど要職を歴任し、近隣の大地主であると同時に金融・各種商業にも携わり、地元の発展にも尽力した。

2) 立地 榎本家は、千葉県の北西部、我孫子市東側の布佐に所在する旧家で、その屋敷地は、JR布佐駅から東へ約1キロメートル、布佐の付近で大きく蛇行する利根川の西岸に所在している。南北に通じる国道356線と利根川土手に挟まれる屋敷地の形状はほぼ矩形で、国道から東向きのアプローチ路を引き込んで屋敷地としている。

3) 屋敷構成ですが、こちら三段落目から新たに加筆された部分になります。天保2年(1831)の記がある「家屋鋪分見絵圖面」(榎本家蔵)を見ると、面積の半分近くを土間が占める農家系の大型建築が描かれ、利根川土手沿いに正門が所在しているので、江戸時代後期の榎本家住宅の屋敷構えは、利根川の水運に依存しつつも農家的なものであったことを示しており、現在とは大きく異なっていたことが理解できる。一方、現在の屋敷構えは、榎本家15代及び16代(1901～1963年)の時代を中心に建設・整備されたもので、昭和33年(1958)に、それ以前の建築である「主屋、離れ、北土蔵、釜場」を敷地東寄りから西寄りに曳家し、屋敷構えを再構成していることが、当時の図面や古写真から読み取ることができる。これら、明治から大正、昭和初期に渡る建築群は、地方名望家の住宅として、国土の歴史的景観に寄与しているものと位置付けられる。

資料5-3は5-2の図となります。資料5-4から所見となります。抜粋して読み上げさせていただきます。資料5-4は主屋の所見となります。主屋は、榎本家住宅の屋敷地の中央やや東寄りに立地し、南面している。建築は、木造2階建て、軒を出桁造とする。寄棟造、棧瓦葺、総2階を主体部とする。その南西端に、桁行2.7メートル、梁間3.0メートル、半入母屋造、棧瓦葺、平屋、妻入の玄関が突

出する構成を基本とするが、背面北側と東側に増築部分が接続するため全体は複雑な形状となる。こちらは資料 5-34 の 1 と 2 をご覧頂くと主屋の外観をご確認頂けるかと思えます。

総 2 階の主体部は、1、2 階とも西に 8 畳間、東に 6 畳間の 2 室を配する総 2 階の建築である。まず 1 階の西 8 畳間は、北面の西側 1 間に寄せて床を設ける。1 階の東 6 畳間は、北面の西側に寄せて仏壇を造り付け、その東側も板間仕上げとして上部に神棚を吊り、下部には棚を置き、東面には押入を設ける。

この西及び南の樽縁が交差する角部分から、一段切り落として西南方向に突出するのが玄関で、南半分は玉石を埋め込んだたたき仕上げに沓脱石を据え、北半分は式台状に板間仕上げとし、東西方向の竿縁天井を貼っている。2 階の 2 室のうち、西 8 畳間では、北面の西側 1 間を床、東側 1 間には天袋と地袋を構える。

以上のように、主屋は、1、2 階でほぼ同じ間取りとなる単純な構成の建築であるが、造作が異なるために雰囲気は 1、2 階で大きく異なる。すなわち比較的簡素な造作の 1 階は、家族や近隣の使用を前提とした日常的な空間であるのに対して、贅を凝らした意匠の 2 階は、賓客の接遇や宿泊などを想定していることが明らかである。南に広がる庭園において、芝生を植えて樹木を南側にセットバックしているのは、2 階樽縁からの見下ろしを意識したものといえよう。

主屋の建設年代については詳らかではないが、部材の加工方法や構法は近代のものであり、2 階地袋に記された「乙亥」が該当する昭和 10 年（1935）を大きくは遡らない昭和初期と推定できる。建設後の主要な改造は、①玄関部分の増築、②1 階西側樽縁の床板変更、③1 階西 8 畳間の西面に差鴨居を入れて柱を省略、④1 階南側樽縁の外にベランダ増設である。この改造については、昭和 33 年（1958）の記がある青焼図面から、主屋と離れは西側に曳家されていることが確認でき、曳家以前の状況を描いた青焼図面には玄関部分が描かれていないので、①玄関部分の増築は曳家に際して行われたものとみなせる。②樽縁床板変更及び③差鴨居の挿入も、この時に同時に行われたものであろう。④ベランダ増設は、それよりも後、比較的近年の工事である。

このように主屋は、近代榎本家の中核的な施設であり、その家庭生活の場であるばかりか、庭園と一体となって接客や宿泊にも対応していたものと考えられ、地域の名望家が建設した近代住宅として貴重な存在である。

次に資料 5-5 の離れの所見になります。離れは、屋敷地中央、主屋の西側に廊下を介して接続して建つ。建築は、木造平屋建て、寄棟造、棧瓦葺で、南及び西側には大屋根から一段切り落として板庇を巡らしている。構造は、礎石立の柱の上部に二重の梁を架けて和小屋の小屋組とする架構を用いている。間取りは、西 8 畳間と東 10 畳間の 2 室から構成される。このうち西 8 畳間は、北面西側に床、その東側には天袋・違棚を設え、西面には北側に寄せて付書院を設け、上部から菱格子障子・引違障子・地袋を造作する。東 10 畳間は、北面に北土蔵への板間

通路と押入を設け、東面には腰高位置に開口部を設けて格子を填める他、南面の東端間の壁面にも細棧の障子窓を設けている。

離れの建設時期についても判然としないが、2 室の南柱筋の柱には大きな風食が見られ、長押を止める釘も和釘で、小屋組内部の梁などには幅広のチョウナ仕上げが確認できる。しかし、木材の加工には洋金物が用いられているので、明治 20～30 年代の建築と推定できる。現状の屋根瓦及び垂木・野地は全て取り替え材であるが、和小屋の小屋組は建築当初のものであり、当初から瓦ないしは板葺であったと考えられる。

以上、榎本家住宅離れは、建設当初の利用方法などは不明であるが、本格的な書院造の骨格を当初から有しており、離れ座敷のような用途で用いられていたと推定できる。また後世の改造によるものではあるが、南側に広がる日本庭園と一体化した上質な空間となっており、この意味でも価値が高い。

次に資料 5-6 の北土蔵の所見になります。北土蔵は、書院の北側に南面して建っている。建築は、木造 2 階建て、切妻造、棧瓦葺、平入の土蔵造で、正面扉上に金属板葺の庇を設けて蔵前とし、離れの背面から出入りを行う。構造は、石積の基礎上に半間間隔で稠密に並べた柱を貫で固めて土壁を塗籠め、その壁体の上部、桁上に 2 段の梁を重ねて棟を置き、厚板を流して屋根を作る。この本来の土壁造の構造体の周囲には、新たなコンクリート製の基礎が回されて新たな壁が作られている。これが現状の外観を覆うため、本来の外壁及び屋根形式の詳細は確認できない状態となっている。

この北土蔵の棟木下面には以下の墨書が記されている。「榎本次郎右衛門第拾五代製 北相馬郡布川村杉野太助次男也 去ル安政五歳戌十二月ヲ以テ榎本ノ養子トナル 明治十七歳六月八日ヲ以テ北土蔵設立ス大工中村彌助工也」この記述から、建築名称と工匠名及び明治 17 年（1884）という建設年代が明らかになる。建設後の改造箇所は、1 階の作り付け戸棚・柱と梁に加えられた金物補強・外壁と破風廻りの改修があげられる。なお、昭和 33 年（1958）に離れは曳家されて現在位置となったものであり、北土蔵についても曳家された可能性を指摘できる。

以上、北土蔵は、建設年代が明らかな建築で、屋根廻りの詳細は詳らかでは無いが、本格的な土蔵の造作を採用した上質な建築であり、2 階室内に見える 2 段の梁組や蔵戸前の漆喰細工などみどころの多い建築となっている。

次に資料 5-7 の窯場の所見になります。釜場は、主屋の増築部分の北側、北土蔵の北東側に所在し、南面する。建築は、木造平屋建て、切妻造、平入、金属横段葺の主体部の正面側に、吹き放ちの下屋を取り付け、一流れに屋根を葺き降ろしている。

釜場の建設年代についても不明であるが、材料の風食程度は浅く、昭和初期頃に流行した大谷石を基礎石として用い、機械製材の木材を用いながらも伝統的な架構形式を採用している点から、主屋と同時期の大正～昭和初期にかけて建設さ

れたものと推定される。

以上、釜場は、煮炊きや炊事に特化するために、特有の形態を採用したものであり、大地主であった榎本家のサービス部分を支えた附属家として、屋敷構え全体に欠かすことができない存在であった。また、実用的な建築でありながら、凝った構造形式を採用している点も高く評価できる。

次に資料 5-8 の正門の所見になります。榎本家屋敷の国道 356 線から東に引き込むアプローチ路の北側は板塀で仕切られており、その東端北側に正門は位置している。正門は、一間一戸薬医門、切妻造、棧瓦葺で南面して建つ。両側に切妻造、棧瓦葺の袖塀が附属する。

正門の建築年代については、現榎本家当主（53 歳）が小学校時代に建て替えたことと記憶しているため、昭和 40 年代と推定され、現状の部材の風食状況もこれと符合する。正門脇のプレートに記される昭和 60 年（1985）の修理は、役瓦の補修などが該当するものであろう。榎本家に残る古写真では、敷地南に接している国道沿いに、現在の同形式の表門が建つ昭和初期と推定される写真があり、当時より同規模・同形式の表門が構えられていたことが判る。

以上のように正門は、建築年代こそ新しいが、当時は入手が困難となっていた檜の良材を用い、伝統的かつ精緻な構法を採用するため、個人の居宅としては破格の仕上がりになっている点が高く評価できる。

次に資料 5-9 の稲荷社の所見になります。稲荷社は、離れの西側に東面して建つ。石垣を築いて周囲から一段高くした敷地には、前面に石造の鳥居を構え、灯籠、祠、狛犬（狐）が並ぶ。建物は一間社流造、銅板葺で、内部には石碑を安置している。

部材の風食の様子から、近代以降の建築と考えられ、昭和 33 年に敷地内の建造物を曳家して屋敷構えを再構成した記録があることから、その当時に建築されたものと考えられる。

以上の資料を事前に藤木先生にご覧いただき、所見に関する意見をいただきました。資料 5-40 になります。

「榎本家住宅の概要 1) 榎本家の歴史・布佐への移住の後に江戸時代において当家の生計を支えた生業、ないしは当地で果たした役割を追記されることが望ましいのではないのでしょうか。14 代ならびに 15 代当主の記載があるため、かえってアンバランスに読めるよう見受ける次第です。なお、登録文化財の対象となります建築群の建設年代との関係から 14 代・15 代の当主を記載されたという主意であれば理解できますが、それであれば、これら建築群の建設背景までを言及いただけるとよいのではないのでしょうか。」

こちらにつきましては事務局としましても、利根川の堤防の改修と曳家というのが密接に関わっていると考えています。榎本家は、明治 20 年頃までは舟運業を生業としていましたが、明治 40 年から昭和 5 年にかけて利根川の改修工事が

行われ、その後昭和 27 年からの河川改修工事に伴って沿岸の家々が移転していくことになり、榎本家も昭和 33 年に曳家を行っています。これらに伴い生業に変化があったと考えられます。こういった部分も榎本家の概要として追加したいと考えています。

「3) 屋敷構成 「主屋」前を「庭園」、「離れ」前を「和風庭園」と違えますが、これは芝生の有無で表記を変えているということでしょうか。確かに芝生は明治時代以降の庭園を象徴する要素ではありますが、これをもって和風と違えると位置づけるのは気がかりです（例えば、戸定邸庭園（旧徳川昭武庭園）は芝庭を明治期の庭園として評価していますが、様式という表現でもって説明することは避けています）。このことは当方の視察が 3 月下旬だったことにも関係しますが、ちょうど芝生が枯れている時期だったため一見すると双方の庭園の違いを見るのが難しいところでした。本件は、建造物（登録文化財）の意見具申資料でもありますので、主屋と離れに南面して庭園が築かれているくらいの表現が穏当かと思われました。」

こちらにつきまして補足ですが、藤木委員には本年 3 月に現地調査を行っていたとおり、その際の所見と今回の資料を合わせた上で指摘事項を頂いています。

「昭和 33 年「榎本邸実測平面図」に記載される建築（主屋、離れ、北土蔵、釜場）を同定していますが、それぞれを判断された根拠について説明があると望ましいようにも見受けました。」

こちらにつきましては、聞き取り調査の結果を踏まえた形になりますので、こちらを追記したいと思います。

「天保 2 年「家屋舗分見絵圖面」（家相図）に記載される屋敷建物は現存がなく、また建物配置も今日に痕跡を残すものではありませんので、説明ならびに図版を削除した方がよいのではないのでしょうか。また、このことは同図の下に掲載される古写真についても同様で、「離れ」左脇に写る総 2 階建の建築についてふれられておらず、所見上において不明瞭な扱いになっていることから混乱をきたす懸念を抱きます。榎本家の歴史を伝える重要な資料には違いありませんが、意見具申資料では、登録文化財候補である諸建築の価値を明確に伝えることに焦点を絞った方がよいように思いました。」

こちらにつきましては、頂いたご意見を踏まえた上で、再度調書の作成者と協議したいと思います。

「主屋 所見（昭和 33 年時に階段位置の改変がなければ）座敷裏手に玄関とは反対方向を上がり口としている階段の位置と形状を鑑みると、2 階の 2 室は家族室（特に主人居間）と見た方がよいのではないのでしょうか。当時刊行された住宅関連書籍にみる傾向として、大正期までは 2 階座敷が見られるところに昭和戦前期に及ぶと寝室に転じることが指摘されています（瀧上貴由樹・内田青蔵：

座敷の配置と用途にみる 2 階建て住宅の間取りの機能分化 一戦前期刊行住宅書にみる 2 階建て独立住宅の理念形成に関する研究、日本建築学会計画系論文集 2021 年 12 月)。さらに昭和戦前期は良材の物流が盛んで木造文化が華やいだ時期ですから、多く接客用となったと思います。「離れ」の存在も考えれば、室内造作の豊かさをもって接客用と位置づけることは早計ではないでしょうか。」

こちらにつきましては、現地調査の際、藤木委員に伺ったことですが、この昭和前期が丁度世界恐慌に当たる時期ということで、海外の名木が国内に流入し、裕福な家がそういった名木を入手して、木造文化が花開いたということ です。

「荒壁に紙張とする造作は他所にない珍しい設えと映ります。紙幅に余裕があれば言及いただけると喜ばます。」

こちらにつきましては、頂いたご意見を調書作成者に伝えたいと思います。

「北土蔵 所見 後補材により旧来の外壁と屋根形式が確認できない状態であるという記載は、登録文化財の保存範囲となる「通常望見できる範囲」と齟齬をきたす懸念を抱きました。後補で設えられた部分が旧状を踏襲して補修されている、もしくは原状に戻すことが可能な補修である等、材料は変わっているが旧来の形態を伝える榎本家にとって重要な建築であることに言及されてあると望ましいように見受けられます。」

こちらにつきましては、調書の書き口を作成者と検討したいと思います。

「正門 所見 昭和 40 年代 (1965 年～1974 年) の建設年代の推定に異存はありませんが、この年代表記に従えば現時点 (申請時) で築 50 年に及ばない昭和 49 年を含む点で懸念を残します。昭和 40 年代前半など、可能であれば、もういくらか建設年代を絞って表記できると望ましいのではないのでしょうか。」

こちらにつきましては、周辺資料を再調査して、建築年代を狭めることが可能か検討したいと思います。

「稲荷社 所見 「一間社流造」としておられますが、「見世棚造」とされる方がより適切な表現ではないかと思えます。」

こちらにつきましては、頂いたご意見を調書作成者と共有したいと思います。

以上が調書について藤木委員より頂いたご意見になります。

梅村会長 今回この件は、当審議会から意見具申する形になっているかと思いますが、通常の手続きとしてはどのようなものになるのでしょうか。

事務局 通常ですと、今ご覧頂いている調書が完成した段階で県と内容を調整します。その後文化庁の調査官の方が現地調査に来られて、調書の内容に齟齬が無ければ、国の文化審議会へ提案をする、という流れになります。

今回は、先んじて文化庁の調査官の方が現地確認に来られて、そこで国の登録には値するだろうとのご意見を頂いています。また今回、意見具申とすること

のメリットとしまして、国へ提出した段階で直近の文化審議会に議題として挙げて頂けるということがあります。

今後のスケジュールとしましては、次回の審議会までに藤木委員に推薦書を書いて頂き、今回の調書と併せて、当審議会から意見具申という形で国の方へ挙げられたらと考えております。

また補足としまして、我孫子市では令和2年度に文化財保存活用地域計画の国の認定を受けておりますが、この計画を策定した市町村においては、この意見具申の制度が活用できるということになっております。しかし、現在までにこの制度の活用事例が少なく、文化庁から是非制度を活用してほしいとの要望があったというのが今回の経緯となります。

梅村会長　私の方でも、文化庁がコロナの関係などで調査官の派遣が滞っており、登録事務が渋滞しているというようなことを伺っておりますので、今回この件は意見具申という形でその中でも少し早く処理して頂けるということで理解致しました。事務局の説明について、ほかにご意見はありますでしょうか。

西川委員　今回、文化庁の調査官の方が建物をご覧になって、登録に足るという判断をされたということですが、具体的にどの部分で判断をされているのでしょうか。

事務局　まず前提といたしまして、登録文化財になる建物は、築50年を経ているものとなっております。今回の榎本家住宅に関しては資料等からこの築50年以上を経ているのが明らかであるということがあります。また歴史的背景としましても、そこに住まわれていた方が明らかであるということで、国の登録の条件を満たしています。この2点から、調査官の方が現地視察の際、国の登録として問題ない、という判断をされています。

西川委員　もう一点、藤木委員もご意見述べられています。この建物が建てられた当時、昭和10年代のこの家の生業について、調書の方でもう少し詳しく述べた方がいいのではないのでしょうか。調書中では、大地主・金融業と記載されていますが、この住宅の建物配置は農家のものではありませんので、金融業に特化していたとしたら、名望家が金融業に変わったところにふさわしい建物配置で建物を建てたといったような文章を追加しては如何でしょうか。そうすれば、建物の歴史的価値がより分かりやすくなると思います。また先ほどご説明の中にあつた堤防の改築によって、布佐の地形が変わったということでしたが、もしそのことが建物の配置にも関わっているとしたら、その辺りの記述を増やさなければ、建物の歴史的価値というのが少し分かりにくいかと思います。

また個人的な意見ですけれども、釘隠しがなくても離れということでもいいよう

な気がしますが、建築の専門ではありませんので意見としておいて頂ければと思います。

梅村会長 私も専門ではありませんが、この稲荷社といったものも建物として登録に含めてしまっているものなのでしょうか。年代としては新しいように思われますが。

事務局 社自体は新しいものですが、その場にある石碑は江戸時代文化年間のものがあり、そこに「榎本氏神社」とありますので、古くからこの家の信仰の場としての機能は存在していたと考えられます。そのことを鑑みて、今回登録の範囲に稲荷社を含めています。

梅村会長 ほかには宜しいでしょうか。それでは次回の審議会で正式な調書の方を頂ければと思います。

事務局 それでは次の報告事項に移らせて頂きます。資料6をご覧ください。令和4年度の埋蔵文化財発掘調査についてご報告させて頂きます。まず、件数ですけれども全体で20件、内確認調査19件、本調査1件となっております。次に調査の概要になりますが、本調査を行っております湖北中里の別当地遺跡第49次調査についてご報告させて頂きます。

調査面積は970㎡ということで、比較的広い屋敷地になります。主な遺構としましては、奈良・平安時代の竪穴建物6棟、中近世期の土坑8基が検出されております。竪穴建物の年代としましては、8世紀第3四半期から9世紀第3四半期にかけてのものになります。主な出土遺物としましては、奈良・平安時代の土師器・須恵器といった日常雑器が主に出土しております。遺構群の性格としましては、年代が古代の相馬郡衙正倉跡に比定される日秀西遺跡の年代と重複し、郡衙関連遺跡の可能性も検討されますが、出土遺物には官人的な要素を含むものに乏しく、郡衙に近接する集落域の可能性が高いと考えられます。また、注目すべき点として、調査区中央の3号竪穴建物において、土器の集積が確認されております。これは、建物を放棄する際の屋敷じまい、あるいはカマドじまいに起因する何らかの祭祀行為の結果と考えられます。以上、報告になります。

梅村会長 事務局の報告について、ご意見はありますでしょうか。

古里副会長 焼失住居はなかったのでしょうか。

事務局 カマド部以外で大きく焼土が確認された遺構はありませんでしたので、焼失した建物はなかったと考えております。

浅間委員 奈良・平安時代というのはやはり竪穴式の建物が多かったのですか。

事務局 倉庫など、住居以外の用途の建物としては、掘立柱建物などもありますが、人が住む建物としては中世に至るまで竪穴式が主流になります。

古里委員 土器以外で注目すべき遺物はあったのでしょうか。

事務局 今回の調査では、鉄製品などに乏しく、際立って注目すべき遺物の出土はありませんでした。

古里委員 火打石なども出土していないのでしょうか。

事務局 残念ながら出土しておりません。

梅村会長 他になければ、事務局から次の報告をお願いします。

事務局 それでは次の報告事項に移らせて頂きます。資料7をご覧ください。
「令和5年度杉村楚人冠記念館・白樺文学館展示事業予定」となっております。まず杉村楚人冠記念館からになります。前年度から継続して、5月7日まで春季企画展「我孫子を詠む・描く」を開催しました。続けて、5月13日から7月9日まで、テーマ展示「『湖畔吟』の世界 『湖畔吟』に咲いた花々」を開催しました。現在、7月11日から10月1日までの期間で、夏季企画展「関東大震災100周年展示「1923ー関東大震災を生きた人びとー」」を開催中です。この後は、10月7日から翌年3月3日まで、冬季企画展「あびこのほとけ」を開催します。冬季企画展では、12月10日まで中里の薬師堂より薬師三尊像などをお借りして展示する予定です。最後に来年度にかけての春季企画展として、3月5日から5月6日まで「ナイスショット！ー楚人冠が愛したゴルファー」を開催予定です。

次に白樺文学館ですが、こちらも前年度から継続して、7月9日まで常設テーマ展示「白樺派と我孫子2023」を開催しました。現在は、7月15日から10月9日までの企画展として「式場隆三郎展ー見えない世界の美しさに心をよせてー」の前期を開催中です。その後展示替えを行い、10月17日から翌年1月14日まで、後期の展示を行います。最後に1月20日以降、白樺文学館コレクション展として、内容等現在調整中ですが、来年度にかけての展示を行う予定です。

梅村会長 事務局の報告について、ご意見はありますでしょうか。

眞田委員 先日、学生と一緒に杉村楚人冠記念館に伺った際に、今度「あびこのほとけ」という展示を行うと聞いて、非常に楽しみにしております。展示予定では、中里薬師堂の薬師三尊像等を展示ということですが、全部で何体ほど展示されるのでしょうか。

事務局 薬師三尊像及び十二神将像から2体を予定しています。

梅村会長 他になければ、事務局から次の報告をお願いします。

事務局 それでは次の報告事項に移らせて頂きます。本日追加で配布させて頂きました資料8をご覧ください。

旧村川別荘新館戸袋について資料のとおり破損がありましたので、報告します。専門業者と相談の上、日々の業務で使用する物ですので至急予算化し、8月修復を目指しています。なお、あくまで、破損部分を直すものであり、外観等には変更がありません。

梅村会長 事務局の報告について、ご意見はありますでしょうか。なければ、事務局から次の報告をお願いします。

事務局 それでは次の報告事項に移らせて頂きます。資料はございませんので口頭での報告とさせていただきます。

旧井上家住宅修復工事進捗について報告させていただきます。前報告した書院天井の修復、3月に発生した旧漕場の雨漏り、屋根の破損について、7月中に工事が入る旨ご報告いたします。

また旧井上家住宅の旧漕場にシロアリが発生しました。近日中に専門業者に確認を依頼し、必要な措置を講じる予定です。

梅村会長 事務局の報告について、ご意見はありますでしょうか。

浅間委員 旧井上家住宅の天井裏にハクビシンが出たという話ですけど、今年に入ったあたりからアライグマが大量に発生しています。水田などを調べると、足跡がたくさん残っています。アライグマが出ると、タヌキやハクビシンが追いやられてしまいます。アライグマとハクビシンの足跡の見分け方としては、どちらも5本指ですがアライグマは指が長いのが特徴です。

梅村会長 他にございませんか。なければ、議題は以上となりますので本会はこれにて閉会と致します。